

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも取り組みが行われてきました令和元年に「福祉・介護職員特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算を行っております。

算定するにあたり、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表する「見える化」要件を満たす必要がありますので、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度の行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	各種研修受講については、当法人の研修計画に基づき、個々の職員について取得済みの資格の種類や実務経験年数を勘案し、スキルアップできるよう実施している。
労働環境・処遇の改善	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	車椅子リフト付きマイクロバス・ワゴン車の導入、介護リフトの導入。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日の朝礼での申し送りの他、随時ミーティングを行い、業務内容や支援の改善を図っている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	臨時職員から正規職員への登用を実施。
	職員の増員による業務負担の軽減	利用者の障害特性による負担や支援の安全性を勘案し、職員の増員を実施。